

県南広域振興局長告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年12月6日

県南広域振興局長 遠藤達雄

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500076	有限会社よろずやサービスセンター	有限会社よろずやサービスセンター	花巻市上根子字中野13番地38	平成25年11月30日